

**2020年  
4月号**

発行日 令和2年4月15日(第143号)  
(月1回/毎月15日発行)  
発行元 オフィスタ広報・宣伝部  
東京都新宿区西新宿5-8-1第一とちえビル

特集：『新型コロナウイルスに係る  
緊急災害時対応と協力依頼』  
/オフィスタ(日本プランニング株式会社)

## オフィスタNEWS 第143号発行にあたって

本誌一号丸ごと災害情報を書いたのはこれで2回目です。2011年3月号(第34号)に『特集：東北地方太平洋沖地震と緊急災害時対応』を執筆して依頼です。

スタッフの安全管理に奔走し、派遣先企業への日々対応、先の見えない雇用情勢といった不安の中、本メルマガを作成し発行したあの時の暗い記憶が蘇ります。

4月2日はオフィスタの創立記念日で、国内初のママさん専用のハケン会社として誕生し早や14年目を迎えたわけですが、先行きの見えない国内情勢で記念日を祝うことになるとは残念でなりません。併せて、運悪くこの4月に同一労働同一賃金制が施行されたため契約社員・パート・アルバイトは今後全滅の一途を辿り、夏以降の雇用情勢は世の中ハケン一択が見込まれます。

「経済の安定なくして雇用の安定なし」。そして雇用を担う使命からオフィスタは通常勤務に努めております。まずは急に生活困窮を強いられることになった方々を優先的に助ける義務があると思っています。そのためには、この状況下ではありますが国内企業各位には是非でも”雇用の創出”をご協力頂きたいお願い申し上げます。

“はたらかたいという気持ちを大切に”  
“育児も家庭もお仕事も大切に”

オフィスタは仕事と家庭の両立を目指してはたらく女性/ママさんを応援するママさんハケンの会社です。今回のオフィスタNEWSもお気軽に読んでいただければと思います。



オフィスタのホームページをご覧になったことがありますでしょうか？オフィスタではWEB上でも色々なお仕事、メルマガバックナンバー、Q&Aなど有益なコンテンツを揃えております。

アドレスは下記↓

<http://www.offista.com>



お問合せ先 : Mail. [info@offista.com](mailto:info@offista.com)  
TEL.0120-178-172 (フリーダイヤル)  
FAX.03-3379-5596

編集 オフィスタ広報・宣伝部 メルマガ担当係  
発行 日本プランニング株式会社 <http://www.offista.com>  
はたらく女性を応援します/育児とお仕事 人材派遣のオフィスタ  
※オフィスタNEWSバックナンバーもホームページから閲覧できます。



@offista\_twt



@日本プランニング



@offista



@offista\_inst

(C)2020 OFFISTA

---

## 特集：『新型コロナウイルスに係る 緊急災害時対応と協力依頼』 /オフィスタ（日本プランニング株式会社）

---

新型コロナウイルスに関し、行政からの自粛要請があり、次いで4/7に政府の緊急事態宣言がなされました。皆様におかれましても特殊な勤務形態等や予期せぬ臨機応変なご対策を迫られる可能性があるかもしれません。または既にご対策を導入実施されているかもしれませんが、当社としましても出来る限りのご協力にて貢献したいと考えております。併せて、今後の労働や勤務等において流動性のある状況に円滑な対応をするために以下のご協力を頂きたいお願い申し上げます。皆様におかれましてはご意見や別の対策方針もあるかと思っておりますので、その際はオフィスタ担当者までお申し付け下さい。

### I. オフィスタで勤務するスタッフの皆様へ

(1) 当社にて皆さまの健康状態や環境報告を定期的に調査し、感染の疑いがあると思わしきスタッフには然るべき診断又は処置を義務付けさせていただきます。但し、この時期の病院診療も難しい状況につき自己申請報告によるところが大きいと、ご自身でも体調の変化著しい等が感じられ不安な時は調査以外でも気になるようであれば早めにご報告いただきたくお願い申し上げます。知り得た情報は、皆さまご本人の了解なく公言致しません。

(2) 当社にて皆さまの周囲の感染状況についても定期的に調査を行います。例えば同居人（配偶者・両親等）の会社で感染者が出たため自宅待機している等の事実はないかと、定期的に利用している施設・店舗（スポーツジムやスーパーなど）で感染者が出たため閉鎖した事実などはないか、感染拡大地域とされる海外を訪れた知人と接触の有無など身の回りの調査に努めております。しかしながら、これも自己申告に寄るところが大きいと、そのような事実情報があった際には調査以外でも気になるようであれば早めに直接ご報告いただきたくお願い申し上げます。知り得た情報は、皆さまご本人の了解なく公言致しません。

(3) 勤務におけるルールブックの作成を各派遣先企業の担当者にお申し付けしました。職場でのマスク着用や外出

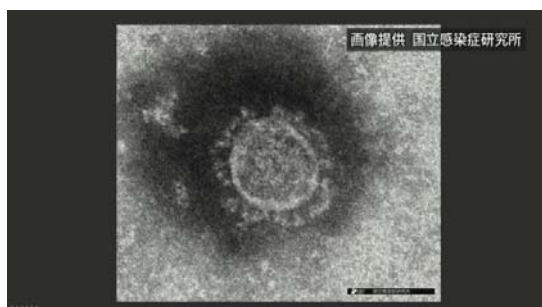
先からの帰社後に消毒をして欲しい、換気を良くして欲しい、マスクなしで咳をする職員がいる等、職場でのルール作りが徹底していないので心配であると言った問い合わせが寄せられておりました。既に徹底されている派遣先も多いと思いますが、もしこれらの整備がされていない企業には一刻も早く社内でのルール作りをご検討いただけるように要請致しました。

(4) テレワーク（在宅勤務）を命じられた時は、オフィスタ担当者まで事前に一報ください。テレワーク（在宅勤務）の場合は、皆さんとテレワークに関する誓約を結ばせていただきます（守秘義務や作業場所の指定、報告はどうするか等）。これにより安心した在宅勤務に努めて頂けると思っておりますので、お手数ではありますがご協力お願い申し上げます。

(5) 派遣先から自宅待機命令が出された際は、オフィスタ担当者にご連絡下さい。その後、オフィスタで派遣先担当者と事実確認や待機期間などを確認し改めて連絡します。原則、派遣先の方針に準ずる形となりますが、緊急時につきやむを得ない所です。今後の状況を見て対策を考えます。

なお、自宅待機中の副業は可能です。短期スポットの業務を優先的にご紹介することも可能です。

(6) 派遣先は通常勤務だが、自主的に欠勤したい場合、または混雑を避けたいので時短など変形労働時間を希望する場合、まずはオフィスタ担当者までご相談ください。オフィスタへ相談する前に派遣先へ直接交渉をしないようにしてください。現段階で緊急事態宣言において“仕事は不要不急ではない”と定義されていてあくまで要請の域を出ていません（4/14現在）。よって、この状況下だからと言って出勤を拒むことは原則できないことになっております。しかしながら、皆さまのご不安もお察ししますので、オフィスタを間に介して派遣先と交渉されますようお願い致します。なお、この際は有給休暇の消化という形で皆さまにはご対応いただきます。



(7) 感染した労働者は出勤させることが出来ませんので、回復するまで出勤は**強制的に停止**となります。また、派遣先の要望で“感染の疑いが強く想定される”とされた方も出勤停止になる場合があります。例えば、ご主人の会社で感染者が出て、その者とご主人が近い関係だった等。なお、感染して休んだ場合は傷病手当が国から支給されます。

(8) 感染した場合、労災保険給付の対象とされるかはわかりません。業務又は通勤に起因して発症したものであると認められる場合には労災保険給付の対象となると発表されていますが、感染経路の特定が出来るとは到底思えないので実際は難しいのではないかと思います。

(9) 小学校が休校で出勤できないというときは、新型コロナ対策特別助成金のひとつに「**小学校休業等対応助成金**」があります(4/14現在、厚労省HPには「4/1～6/30まで延長予定」とあります)。該当する人はオフィスタ担当者へ申し出て所定の用紙を受け取って記入後にオフィスタまで提出下さい。

また、学校が休校だが夫が在宅勤務なので出勤自体はできるのだがという場合は該当するのとか、休校のため子供同伴で出勤し途中で家に送り返した際の早退は該当するのとか等、ご質問はオフィスタ担当者までお尋ねください(但し、急場的に創設された助成金であるため、オフィスタ担当者も全てを把握しているわけではありません。調査しながらの対応になりますのご容赦下さい)。

(10) 向こう6カ月以内に更新が予定されているスタッフの皆さまには、**確実に更新をしていただくことを希望**します。この影響がどの程度長引くか分かりませんが、リーマンショック級だとすれば夏秋冬の転職はほぼ壊滅で、最悪の場合向こう1～2年間の就業は新卒含め期待できない状況まで落ち込む国家危機的な雇用状況も想定されています。転職や専業主婦になることをお考えの方もいらっしゃるかもしれませんが、この状況下で自ら現職を手放す行為はされないよう強くお勧めします。

(11) 新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等により、誹謗中傷・イジメ・嫌がらせ・遠ざける等が行われることのないよう全派遣先に依頼しました。

また、感染の事実がないのに「感染者が出たコンビニによく通っていたからきっと彼女も感染しているはず

だ」とか、「所要により有給休暇を使っただけなのに感染したらしいと噂された」など社内で事実誤認の噂話で皆さんが被害者にされるようなことがないように現場監督の一層の徹底もお願いしました。勿論、皆さん自身がこのような噂話の発信源になるような言動をされることは論外です。

(12) 現状で経済の安定なくして雇用の安定はないという考えでオフィスタ職員一同業務にあっております。そのため、**オフィスタは“通常業務の維持”**に努めております。緊急の事態にも対応できるように整備しておりますので、新型コロナウイルスにより何かございました際にはお申し付け下さい。

但し、必要最小限の社外への外出を徹底しておりますので、EメールやFAX・電話といった通信手段を中心にご対応させていただく場面が増えると思います。よって、定期的なヒヤリング訪問の一時的な回数減少などの弊害が起きるかもしれませんがご了承ください。

このような状況ですのでオフィスタのスタッフの皆さん、派遣先企業、オフィスタの三者関係で協力・相談・補完しながら進めて行かなければ円滑な対応も出来ないと思いますので、今後ともよろしくお願い致します。

新型コロナ関連で日々状況の変化が目まぐるしく色々ご協力をお願いすることも増えるかもしれませんが、ご不明点やご意見ご要望等ございましたら担当までご相談ください。

## II. オフィスタとお取引中の企業担当者さまへ

(1) 当社にて労働者各自の健康状態や環境報告を定期的に行い、感染の疑いがあると思わしきスタッフには然るべき診断又は処置を義務付けています。但し、この時期の病院診療も難しい現状につき自己申請報告に寄るところが大きいので、貴社においても当社スタッフが体調の変化著しい等の状態が見受けられた際にはご報告(情報提供)いただきたくお願い申し上げます。

(2) 当社にて労働者各自の周囲での感染経路についても定期的に調査を行います。例えば同居人(配偶者・両親等)の会社で感染者が出たため自宅待機している等の事実はないとか、定期的に利用している施設・店舗(スポーツジムやスーパーなど)で感染者が出たため閉鎖した事実などはないかなど身の回りの調査にも努めており



ます。しかしながら、これも自己申告によるところが大きいため、そのような事実情報を派遣先にて見聞き収集された際にはご報告いただきたくお願い申し上げます。

(3) 勤務におけるルールブックの作成をお願い致します。日々の報道等によりスタッフも内心不安を抱えていると考えられます。職場でのマスク着用や外出先からの帰社後に消毒をして欲しい、換気を良くして欲しい、マスクなしで咳をする職員がいる等、職場でのルール作りが徹底されていないので心配であると言った問い合わせがスタッフから寄せられております。既に徹底されている企業さまも多いと思いますが、もしこれからの整備をされる企業さまは一刻も早く**社内でのルール作り**をご検討いただけますようお願い申し上げます。

(4) スタッフにテレワーク（在宅勤務）を導入する際には、貴社と当社で覚書を結ばせていただきます（緊急時につき捺印不要でメールのみで締結します）。当社とスタッフの間でもテレワークに関する様々な誓約を結ばせていただきます（守秘義務や作業場所の指定、費用負担など）。これにより三者ともに安心した在宅勤務に努めて頂けると思いますので、お手数ですがご協力お願い申し上げます。

これからテレワークを行いたい前例がなく、どのような点に注意したら良いか等をまとめた「派遣社員の在宅勤務リーフレット」も配布しておりますので、何かございましたらご相談ください。

(5) スタッフに自宅待機命令を出す場合は、既に世間で論じられているためご存知のことと思いますが、正規非正規を問わず自宅待機命令は休業補償の対象となります。よって、**派遣料金のご請求が発生**いたします（民法の危険負担）。これは現在の状況が”仕事は不要不急にあたらない”と解釈されあくまで“要請”の域を出ないため不可抗力ではないとされるためです。大震災の時は不可抗力とされましたのでノーワークノーペイの原則が適用されたため休業補償はありませんでした。本原稿執筆時点（4/14時点）では不可抗力ではないとされています。よって、負担は行政ではなく民間（企業側）ということになっています。

この点も異論はあるかと思いますが、個別にご対応させていただきますので、安全を第一に自宅待機を命ずるのであれば、この緊急時にまず金銭の話ありきというの

もナンセンスだと思います。何を優先して進めるかの判断が難しい所ですが、まずは最善と思う順序でご対応していただきたくお願い申し上げます。

(6) 感染した労働者は正社員であろうと派遣社員であろうと出勤させることが出来ません(労働安全衛生法)。また、派遣先の要望で“感染の疑いが強く想定される”者は診断を要求し出勤停止させることが出来ます。例えば、夫の会社で感染者が出て、その方と夫が近い関係だった等。ちなみに、感染の場合は発覚した時点で即出勤させないという事を優先しますので、派遣先への**連絡が事後報告になる可能性もあります**のでご了承ください。

なお、感染者の自宅待機命令は当然ながら休業補償の対象外となりますが、疑わしい者を自宅待機させた場合は休業補償が必要になります。

(7) 派遣スタッフが自主休暇や変則勤務を希望する場合は、**まずオフィスタに相談するようスタッフには指示してあります**。現状の“自粛要請”の下では、契約の放棄はできないことになっておりますので、この状況下だからと言って出勤を拒むことは原則できません。しかしながら、不安に苛まれているスタッフもいることも事実ですので、休暇希望者に対しては派遣先のご理解が頂けた場合に限り許可しております（原則）。都度ご相談させていただき貴社と最善策を諮りたいと考えております。なお、この際は労働者による有給休暇の取得という形が勤怠になります。



(10) 新型コロナウイルスへの感染や、新型コロナウイルスに関連して労働者が休暇を取得したこと等により、誹謗中傷・イジメ・嫌がらせ・遠ざける等が行われることのないようご留意いただきたくお願い申し上げます。

また、感染の事実がないのに「感染者が出たコンビニによく通っていたからきっと彼女も感染しているはずだ」とか、「所要により有給休暇を使っただけなのに感染したらしいと噂された」など事実誤認の噂話で労働者が**被害者にされるようなことがないよう現場監督の強化**をお願い申し上げます。

(11)現状で経済不安と雇用不安が危惧されているため、人材・労働力の供給元である私ども派遣会社が広く世に貢献せねばとの想いの下、オフィスタ職員一同業務にあたっております。そのため、**オフィスタは”通常業務の維持”**に努めております。緊急の事態にも対応できるように日々整備しておりますので、新型コロナウイルスにより職場で何かございました際はお申し付け下さい。

但し、緊急的な不測も想定され、当社内職員の安全管理も考慮し、必要最小限の社外への外出を徹底しておりますので、EメールやFAX、電話といった通信手段を中心にご対応させていただくかもしれませんのでご了承ください。

このような状況ですので**貴社（派遣先企業）・当社労働者スタッフ・オフィスタの三者関係で協力・相談・補完しながら進めて行かなければ円滑な対応も出来ない**と思いますので、今後ともよろしくお願い致します。

### Ⅲ. オフィスタ関係者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症【緊急事態宣言】の発令におけるオフィスタの対応についてご案内いたします。お客さま・お取引先の方には、ご不便・ご迷惑をお掛けいたしますが、何卒ご理解のうえご容赦賜りますようお願い申し上げます。

#### 【緊急事態宣言発令時の当社（本部）の対応】

**原則、通常勤務を目指し、事務所の閉鎖（クローズ）は行わない予定です。**

理由として、

- 1.このような状況下においても（このような状況下だからこそ）早急な求職を希望する者や問い合わせが平時に比べ増大しており、予期していなかった現状に雇用危機を実感し派遣会社として今こそ雇用の安定に努めるべきと判断したため。
- 2.また、この状況下においても（この状況下だからこそ）労働力不足に陥っている企業もあり、人材の斡旋を要望されているため、派遣会社としての使命として対応するため。
- 3.通常の出勤勤務をしている当社派遣労働者がいる以上、管理者であるわれわれが閉鎖することなどありえないという観点から。

※なお、社内従業員には当社が定める「新型コロナウイルス感染症拡大における業務ガイドライン（行動指針）」に従い安全に十分配慮し各自行動させます。

#### 【オフィスタ本部の特殊な変則的事項】

- 1.職場内の空間を広げるため、交代制により一部数名の社内従業員にテレワークを命じます。
- 2.事務所を拡張し、一事務所空間に最大2名までの体制で業務にあたります。
- 3.在社従業員の安全確保のため一部の者には時差出勤を命じる場合があります。
- 4.不要不急の社外への外出を制限しております。

※但し、作業場所が異なるだけで各職員は通常業務に常に従事しておりますし、緊急時には社外活動もできますので、極力平時と変わらぬ対応に努めます。

#### 【これにより下記のこと予測されます】

- 1.通話を希望する担当者がテレワークまたは別室で作業の際は、担当へ連絡し折り返させますが、平時より若干のお時間を頂戴することがある。
  - 2.時間帯によっては通話中となる頻度が高くなる。
  - 3.電話・メール・FAXといった通信手段を優先させていただく場合がある。
- ※通常より少ない社内人員での対応となるため、関係各位におかれましては、ご不便お掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

#### 【本部の在籍従業員数が特に減る可能性がある時間帯】

10：00～11：30

17：00～18：00

18：00～（極力残業しないよう指示しているため）

#### 【この時期の新規人材派遣業務の受注について】

- 1.オフィスタでは自宅待機命令を出した社員の代替派遣は依頼自体が道義的矛盾を感じているため、申し訳ございませんが対応しておりません。
- 2.但し、労働者の自主休暇により労働力不足に陥った際の**緊急代替派遣は積極的に行っております**ので、この状況下に即した形態として、短期や日雇いを中心に積極的に企業対応させていただいておりますので、コロナウイルスに端を発する緊急のご用命の際は是非お声掛けください。

長期人材20%：短期日雇い80%の割合で緊急専用の体制で対応営業しております。

3.その他、通常の新規募集や増員につきましては変わらず営業しておりますので、こういう時期こそ国内雇用安定の一助として就労支援ご活用のお機会をお願い申し上げます。



#### IV. オフィスタへご来社の皆様へ

オフィスタでは新型コロナウイルス感染症の影響により雇用の安定と経済の安定を目的に、極力平時と変わらぬ通常勤務に努めております。並びにご来社いただいた求職者・お客さまと当社従業員の安全確保並びに業務の円滑な遂行を目指しガイドライン（行動指針）に則り営業しております。

#### オフィスタ社内の安全予防対策(当社行動指針より抜粋)

- ・ オフィス内の玄関扉と窓を利用時には開放し換気に努めております。
- ・ 全従業員への手洗い、消毒を要請しております。特に出勤時や外出先からの帰社時においては徹底しております。
- ・ ドアノブや共有で使用している備品は、従業員が持ち回りで出勤時退社時の1日2回消毒清掃を行っております。
- ・ 出退勤の通勤時には終始マスクを着用し、オフィス内においても業務に支障がないと判断した際はマスク着用を努めております。
- ・ ご来社のお客さまにもマスク着用を推奨しております。求職者の面接の際にはマスク着用により人事評価や採否に影響は一切ございませんのでご安心ください。

- ・ オフィス内ではスリッパ等への履き替えに努めております。
- ・ カジュアルな服装着用での作業にあたり、こまめに着替えをするよう指導しております。
- ・ 咳やくしゃみをする際には、極力事務所外で行うなどエチケットに留意しております。
- ・ 全従業員は毎日早朝に検温をし、体調がすぐれなかったり37.5度以上の熱がある際には出勤を強く禁止し、安全と判断された者のみが出勤しております。
- ・ 接触ない距離の保持に努めております。 …など

オフィスタでは、ご来社のお客さまにも、できるだけ安心して頂けるよう安全のもと業務にあたっております。

皆様におかれましては、何卒ご理解・ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束と皆様方の安全を心よりお祈りしております。

■オフィスタへご来社いただくお客さまへ  
<http://www.offista.com/data/official/corona-guest-guideline2004.pdf>

■新型コロナウイルス感染症拡大における業務ガイドライン  
<http://www.offista.com/data/official/corona-guideline2004.pdf>

■オフィスタの『緊急時災害対応マニュアル』  
<http://www.offista.com/data/official/disaster-manual.pdf>

#### 派遣クイズ

新型コロナウイルスによる政府の緊急事態宣言を受けて、次のうち誤っているのはどれでしょう。

- ① 不要不急の外出は自粛とされているが、日々の仕事は不要な行為とみなされていない。
- ② 休業要請や自粛要請による休業が不可抗力と認められた場合、労働者には休業補償は支払われなくなる。
- ③ 出勤・通勤により感染した場合、労災に該当する。
- ④ 派遣労働者に自宅待機を命じた場合、ノーワークノーペイの原則で派遣料金は請求されることはない。



(答えは最終ページ)



## ☆☆日本雇用環境整備機構からお知らせ☆☆

/オフィスタ業務管理部

新型コロナウイルス感染症【緊急事態宣言】が発令されたことによる本機構の対応についてご案内いたします。

### 【緊急事態宣言発令による本機構対応】

**日本雇用環境整備機構は活動を自粛いたします。**

### 【自粛期間】

令和2年5月6日までを予定。

状況により、延長・短縮の可能性がありえます。自粛解除・通常勤務を開始する際は、本機構HPにてお知らせします。

### 【具体的な自粛内容】

- 1.事務所の閉鎖（クローズ）
- 2.事務局職員の原則非出勤、並びに原則ノーワーク
- 3.本機構業務全般における一時的な停止

### 【自粛期間中でも行われる業務（予定）】

- 1.情報交流制度加盟員受付と加盟員特典に係る業務
- 2.経理業務
- 3.本機構ホームページを通じての情報発信に係る業務
- 4.本機構ホームページ等によるマンパワーを要さない自動処理が可能な業務
- 5.その他、本機構理事長が必要と判断した業務

### 【これにより下記のことが予測されます】

- 1.原則、事務局が終日閉鎖され、事務局員の出勤が不定期となるため電話不通の頻度が高くなります。確実なご連絡方法としてメールにてお願いします。但し、メールの回答にお時間をいただく場合がございます。窓口メールアドレスは [info@jee.or.jp](mailto:info@jee.or.jp) です。
- 2.自粛前に本機構へ依頼していた業務や質問等の処理・返答が自粛解禁後になる場合があります。

※通常より少ない所内人員（または不在）での対応となるため、ご不便お掛けいたしますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

一般社団法人 日本雇用環境整備機構  
理事長 石井京子



## ☆☆お仕事Q&Aコーナー☆☆

質問者：A.Sさん 35歳 女性

**Q.** わたしはイベント会社にてハケンで働いています。新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となってしまい、結果として派遣先企業自身が仕事なくなって臨時休業したため当面自宅待機の状態です。この場合についてお聞きしたいのですが、①私はお休み命令の間の給与はもらえるのでしょうか。②だとするとそれは派遣会社から支払われるのでしょうか。③だとすると派遣会社は派遣先企業にその派遣料金を請求するという事なのでしょうか。④だとすると派遣先企業が一番損害を被るような気がしますが、何か救済される助成金などがあるのでしょうか。一般的な例で結構ですので、この三者の流れを教えてください。

**A.** ①及び②については、派遣先がコロナウィルスの関係で臨時休業となった場合には、あなたを雇っているのは派遣会社ですので、派遣会社から休業手当（平均賃金の6割）が支払われます。③については、法律上派遣会社は派遣先に派遣料を請求できますが、実際上派遣先が無条件で派遣会社の請求にに応じている会社は少ないものと思います。派遣先はこういう状況だから仕方がないだろうと考えているのだと思いますが、派遣会社はスタッフに休業補償しなければなりませんので、スタッフの生活の安定のためにも法律に則って派遣先には支払ってもらいたいところです。④については、派遣元と派遣先の契約は商取引ですので、派遣先が派遣料を支払っても国から助成金が支給されることはないものと思います。派遣会社には派遣スタッフに休業補償した場合には、今度の特例で国から助成金が出るようです。助成金詳細については厚生労働省や労働局等へお尋ねください。（大滝）

…<そのほかの気になるお仕事疑問募集中>……

お仕事に関する疑問なんでもどしどしお寄せ下さい。オフィスタの顧問社労士をつとめる大滝岳光先生（日本人材派遣協会アドバイザー）と馬場実智代先生（馬場社会保険労務士事務所長）がお答えしてくれます。▼あなたのお悩みも受け付け中。仕事や職場に関する疑問をお寄せください！

▼『ハケン質疑応答Q&A集 実践100問』（無料ダウンロード）  
<http://www.offista.com/coffee/qa/qa100.pdf>

▼過去のQ&Aバックナンバーはオフィスタ・ホームページからダウンロードできます。

<http://www.offista.com/coffee/index/coffee.html>

## ☆☆お仕事情報コーナー☆☆

### コロナの影響を受けた方を支援

勤務を希望しているが勤務先が閉鎖または自宅待機を命じられた方や解雇され生活苦を余儀なくされている方を優先に仕事を依頼します。作業環境は、オフィスタの定めるコロナ感染防止安全環境マニュアルを守って作業していただきます。4月末迄。応募者多数の場合は抽選。

場 所：オフィスタ内（西新宿）

勤務時間：10：00～16：00（休憩 1 時間あり）

報 酬：日給 6,000 円（交通費込み、当日現金支給）

作業内容：能力に合わせ庶務雑務や簡単な PC 操作業務

採用人数：密を避けるため 1 日当たり最大 1 名まで

応募資格：勤務先閉鎖または自宅待機命令や解雇通知を受けた方で至急収入を要する方のみ（テレワークなど収入の見込める方のダブルワークとしての応募は禁止）

このお仕事はメルマガを愛読いただいている方におのみお知らせしているお仕事です。エントリーはメールまたはお電話にて受付けております。（その他のお仕事についてはオフィスタ公式ホームページをご覧ください）

いいお仕事との出会いは一瞬です。

“明日からではなく”

<http://www.offista.com>

## ☆☆編集後記☆☆

### 〇おわりに

今から九年前の本メルマガ3月号を読み返しました。特集は東北地方太平洋沖地震。当時の自分が何を書いたか忘れていましたが読み返してみるとこう書かれていました。『この災害による雇用の停滞の防止のためにも平常化を目指し、オフィスタは業務の通常化に努めております』と。今また『経済の安定なくして雇用の安定はない、という考えのもと通常勤務の維持に努めております』と書いている自分がいました。災害が起これば雇用が不安定になる。それを平常化するのが我々の使命であり、あの時と変わらぬ志を持ってこの仕事に携わっているということを再認識できたのは怪我の功名でしょうか…。

新型コロナウイルス感染症の1日も早い収束と皆様方の安全を心よりお祈りしております。 makoto 記

### オフィスタ NEWS 第 143 号作成委員

編集長	Hiroko	オフィスタ広報・宣伝部
編 集	Reiko	オフィスタ経営企画部
監 修	makoto	オフィスタ業務管理部
執 筆	Yakka	オフィスタ総合管理室
	Nozomi	オフィスタ人事管理部
	Junco	オフィスタ総務部
協 力	大滝人事労務研究所・馬場社会保険労務士事務所 一般社団法人日本雇用環境整備機構	

…<メルマガ オフィスタ NEWS について>……

#### ★お問い合わせ先

##### ●配信停止

<http://www.offista.com/mailout.html>

##### ●本誌定期愛読を希望（無料）

<http://www.offista.com/mailin.html>

##### ●メールアドレス変更

<http://www.offista.com/mailchange.html>

##### ●プライバシーポリシー

<http://www.offista.com/privacy.html>

##### ●バックナンバーは下記からダウンロードできます

<http://www.offista.com/melmaga.html>

### 派遣クイズの答え：④が誤り

①日々のお仕事は不要不急とはされていません。②休業が不可抗力とされた場合、ノーワークノーペイの原則が適用されます。東北大震災の時がこのケースでした。但し、新型コロナに関しては不可抗力ではないとされています。③業務又は通勤に起因して発症したものであれば労災保険給付の対象となると発表されています。しかし、感染経路の特定が出来るとは到底思えないので実際は難しいのではないかと思います。④派遣先による自宅待機命令は業務命令とみなされ、労働がなかったとしても派遣料金が発生します（民法の危険負担）。\*これら全て 4/14 時点での解釈です。

MEMO :

このメールはオフィスタ・メルマガ希望者及びオフィスタ関係者へお送りしております。この内容に覚えがない場合や、システムに関するお問い合わせは下記まで。

お問い合わせフリーダイヤル/0120-178-172

お問い合わせ受付時間/10:00～17:00（土・日曜日、祝日を除く）

本誌の一部または全部を無断で引用、転載、放送することは、法律で定められた場合を除き、著作権者の権利の侵害となります。あらかじめ許諾をお求めくださいますようお願いいたします。



オフィスタは次世代育成支援対策推進法第13条に基づく厚生労働大臣認定企業です。

—オフィスタは日本プランニング株式会社の登録商標です。—